様式第1号（第8条関係）

年　　　月　　　日

三重県議会議長　宛て

氏名

住所又は居所

〒

℡　　　　（　　　）

開示請求書

三重県議会個人情報保護条例第19条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 　開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

|  |
| --- |
|  |

2 　求める開示の実施方法等

ア又はイのいずれかを選択してください。

|  |
| --- |
| ア　事務局における開示の実施を希望する。＜実施の方法＞　□閲覧　□写しの交付＜実施の希望日＞　　　　年　　月　　日イ　写しの送付を希望する。 |

3 　本人確認等

|  |
| --- |
| ア　開示請求者　□本人　□法定代理人　□任意代理人 |
| イ　請求者本人確認書類□運転免許証□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書□その他（　　　　　　　　　　　　　　）※　請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。 |
| ウ　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）（ア）　本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人□任意代理人委任者（ふりがな）（イ）　本人の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ウ）　本人の住所又は居所　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| エ　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　　　） |
| オ　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。請求資格確認書類　□委任状　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

様式第2号（第11条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

開示決定通知書

年　　月　　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第24条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

1 　開示する保有個人情報（　全部開示　・　部分開示　）

|  |
| --- |
|  |

2 　不開示とした部分とその理由

|  |
| --- |
|  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 　開示する保有個人情報の利用目的

|  |
| --- |
|  |

4 　開示の実施の方法等

|  |
| --- |
| (1)　開示の実施の方法等(2)　事務局における開示を実施することができる日時及び場所期間：　　　月　　日から　　月　　日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）時間：場所：(3)　写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額） |

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第3号（第11条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

開示をしない旨の決定通知書

年　　月　　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第24条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示をしないこととした理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第4号（第12条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

開示決定等期限延長通知書

年　　月　　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第25条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 延長後の期間 | 　　　日（開示決定等期限：　　年　　月　　日） |
| 延長の理由 |  |

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第5号（第13条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

開示決定等期限特例延長通知書

年　　月　　日付けで開示請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第26条第1項の規定により、次のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 条例第26条第1項の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由 |  |
| 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限 | 年　　月　　日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。年　　月　　日 |

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第6号（第14条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

第三者意見照会書

○○に関する情報が含まれている保有個人情報について、三重県議会個人情報保護条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第1項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示請求の年月日 | 年　　月　　日 |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている　　に関する情報の内容 |  |
| 意見書の提出先 | 三重県議会事務局○○課○○班〒514-8570　三重県津市広明町13番地　℡　059（224） |
| 意見書の提出期限 | 年　　月　　日 |

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第7号（第14条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

第三者意見照会書

○○に関する情報が含まれている保有個人情報について、三重県議会個人情報保護条例第19条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第28条第2項の規定により、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「第三者開示決定等意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示請求の年月日 | 年　　月　　日 |
| 条例第28条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由 | 適用区分　□第1号　　□第2号（適用理由） |
| 開示請求に係る保有個人情報に含まれている○○に関する情報の内容 |  |
| 意見書の提出先 | 三重県議会事務局○○課○○班〒514-8570　三重県津市広明町13番地　℡　059（224） |
| 意見書の提出期限 | 年　　月　　日 |

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第8号（第14条関係）

年　　　月　　　日

三重県議会議長　宛て

氏名

住所又は居所

〒

℡　　　　（　　　）

第三者開示決定等意見書

年　　月　　日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示に関しての御意見 | □保有個人情報を開示されることについて支障がない。□保有個人情報を開示されることについて支障がある。(1)　支障（不利益）がある部分(2)　支障（不利益）の具体的理由 |
| 連絡先 |  |

様式第9号（第14条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

から　　年　　月　　日付けで「第三者開示決定等意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、三重県議会個人情報保護条例第28条第3項の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 開示することとした理由 |  |
| 開示決定をした日 | 年　　月　　日 |
| 開示を実施する日 | 年　　月　　日 |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第10号（第17条関係）

年　　　月　　　日

三重県議会議長　宛て

氏名

住所又は居所

〒

℡　　　　（　　　）

訂正請求書

三重県議会個人情報保護条例第33条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年　　月　　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示決定通知書の文書番号：開示決定通知書の日付：　　年　　月　　日開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： |
| 訂正請求の趣旨及び理由 | （趣旨）（理由） |

|  |
| --- |
| 1 　訂正請求者　　　□　本人　　□　法定代理人　　□　任意代理人 |
| 2 　請求者本人確認書類　□運転免許証　□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）　□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）※　請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。 |
| 3 　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）(1)　本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人□任意代理人委任者（ふりがな）(2)　本人の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　(3)　本人の住所又は居所　　　　　　　　　　　　　　 |
| 4 　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　） |
| 5 　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。請求資格確認書類　□委任状　□その他（　　　　） |

様式第11号（第18条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

訂正決定通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第35条第1項の規定により、次のとおり訂正することに決定したので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）（訂正理由） |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第12号（第18条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

訂正をしない旨の決定通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第35条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正をしないこととした理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第13号（第19条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

訂正決定等期限延長通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第36条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 延長後の期間 | 　　　日（訂正決定等期限：　　年　　月　　日） |
| 延長の理由 |  |

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第14号（第20条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

訂正決定等期限特例延長通知書

年　　月　　日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第37条第1項の規定により、次のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 条例第37条第1項の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由 |  |
| 訂正決定等をする期限 | 年　　月　　日 |

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第15号（第21条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

に提供している次の保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第34条の規定により訂正を実施しましたので、同条例第38条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 訂正請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報 | （氏名、住所等） |
| 訂正請求の趣旨 |  |
| 訂正決定をする内容及び理由 | （訂正内容）（訂正理由） |

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第16号（第22条関係）

年　　　月　　　日

三重県議会議長　宛て

氏名

住所又は居所

〒

℡　　　　（　　　）

利用停止等請求書

三重県議会個人情報保護条例第40条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止等を請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止等請求に係る保有個人情報の開示を受けた日 | 年　　月　　日 |
| 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報 | 開示決定通知書の文書番号：開示決定通知書の日付：　　年　　月　　日開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等： |
| 利用停止等請求の趣旨及び理由 | （趣旨）□第1号該当　→　□利用の停止　□消去□第2号該当　→　提供の停止（理由） |

|  |
| --- |
| 1 　利用停止等請求者　　　□　本人　　□　法定代理人　　□　任意代理人 |
| 2 　請求者本人確認書類　□運転免許証　□個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）　□在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書　□その他（　　　　　　　　　　　　　　）※　請求書を送付して請求をする場合には、住民票の写し等も添付してください。 |
| 3 　本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）(1)　本人の状況　□未成年者（　　年　　月　　日生）　□成年被後見人□任意代理人委任者（ふりがな）(2)　本人の氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　(3)　本人の住所又は居所　　　　　　　　　　　　　　 |
| 4 　法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。請求資格確認書類　□戸籍謄本　□登記事項証明書　□その他（　　　　　） |
| 5 　任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。請求資格確認書類　□委任状　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |

様式第17号（第23条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

利用停止等決定通知書

年　　月　　日付けで利用停止等請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第42条第1項の規定により、次のとおり利用停止等をすることに決定したので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止等請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 利用停止等請求の趣旨 |  |
| 利用停止等決定をする内容及び理由 | （利用停止等決定の内容）（利用停止等の理由） |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第18号（第23条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

利用停止等をしない旨の決定通知書

年　　月　　日付けで利用停止等請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第42条第2項の規定により、利用停止等をしないことに決定したので、次のとおり通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止等請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 利用停止等をしないこととした理由 |  |

※　この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、三重県議会議長に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県議会議長となります。）、津地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、正当な理由がない限り、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第19号（第24条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

利用停止等決定等期限延長通知書

年　　月　　日付けで利用停止等請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第43条第2項の規定により、次のとおり利用停止等決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止等請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 延長後の期間 | 　　　日（利用停止等決定等の期限：　　年　　月　　日） |
| 延長の理由 |  |

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第20号（第25条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

利用停止等決定等期限特例延長通知書

年　　月　　日付けで利用停止等請求のありました保有個人情報については、三重県議会個人情報保護条例第44条第1項の規定により、次のとおり利用停止等決定等の期限を延長することとしましたので、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 利用停止等請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 条例第44条第1項の規定（利用停止等決定等の期限の特例）を適用する理由 |  |
| 利用停止等決定等をする期限 | 年　　月　　日 |

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

様式第21号（第26条関係）

文書番号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　様

三重県議会議長　○　○　○　○　　印

諮問をした旨の通知書

年　　月　　日付けの議長に対する審査請求について、次のとおり三重県情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、三重県議会個人情報保護条例第46条第2項の規定により、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査請求に係る保有個人情報の名称等 |  |
| 審査請求に係る開示決定等［訂正決定等、利用停止等決定等］ |  |
| 審査請求 | (1)　審査請求日(2)　審査請求の趣旨 |
| 諮問日・諮問番号 | 　　年　　月　　日・　諮問　　号 |

事務担当

○○課○○班　　○○

℡　059(224)○○○○

参考書式（第16条関係）

年　　　月　　　日

三重県議会議長　宛て

氏名

住所又は居所

〒

℡　　　　（　　　）

開示の実施方法等申出書

三重県議会個人情報保護条例第29条第3項の規定により、次のとおり申出をします。

1 　保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日付：　　年　　月　　日

2 　求める開示の実施方法

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る保有個人情報の名称等 | 実施の方法 |
|  | (1)　閲覧 | ①　全部②　一部（　　　　　　　　　） |
|  | (2)　複写したものの交付 | ①　全部②　一部（　　　　　　　　　） |
|  | (3)　その他（　　　） | ①　全部②　一部（　　　　　　　　　） |

3 　開示の実施を希望する日

年　　月　　日　午前・午後

4 　「写しの送付」の希望の有無

|  |
| --- |
| 有：同封する郵便切手等の額　　　　　　円無 |